

令和2年度 詳細一般第32回（造園A）

詳細条件審査型一般競争入札
（フレックス工期による契約方式）の実施に係る掲示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

1 掲 示 日 令和2年10月30日

2 掲示責任者 独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 田中 伸和

3 担当部署

(1) 公募条件及び積算について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

技術監理部ストック保全課 電話06-6969-9135

(2) 入札手続について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部契約課 電話06-6969-9023

※問合せ及び受付の日時は、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間は除く。

4 工事概要

(1) 工 事 名 02-フレール兵庫浜崎通他1団地環境整備造園その他
工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 兵庫県神戸市兵庫区浜崎通1 他

(3) 工事内容 CD-Rに収録の図面及び現場説明書のとおり

(4) 工 期 令和2年12月15日～令和4年1月31日（当初設定工期）

※工事着工期限日 令和3年3月15日

※実施工事期間は413日とする（実施工事期間には準備工事を含む。
工事着工日の設定による日・祝日の増減は考慮しない。）。

※本工事の工事着工日については、工事着工期限日までの間で落札者が
選択できることとする。

※落札者は、契約締結日前に工事着工日通知書を機構に提出すること
とし、工事着工日から起算し上記実施工事期間を加えた工期を契約
工期とする。なお、工事着工日から起算し、上記実施工事期間を加
えた工期が、12月29日から1月7日までを含む場合は、10日を、8
月12日から8月16日までを含む場合は、5日を加算した工期を契約
工期とする。

(5) 工事の実施形態

- ① 本工事は、フレックス工期による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工期の始期日をいう。）を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式の試行工事である。
- ② 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、以下に掲げる条件を全て満たすことを求める試行工事である。
・監理技術者等と同等の基準を満たす技術者が追加配置できること。
・監理技術者等と追加の配置技術者両者が現場常駐できること。
・配置する現場代理人は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ③本工事は、施工個所が点在する工事であり、『フレール兵庫浜崎通』『フレール長田大道』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算定している工事である。
- (6) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札説明書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに上記3(2)へ様式1及び2を提出すること。）。

5 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関西地区における平成31・32年度（令和元・2年度）の一般競争参加資格について、造園工事A等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により造園工事A等級の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成17年度以降（平成17年4月1日から競争参加資格確認申請書の提出期限日の前日まで）に元請として工事が完成し、引渡しが進んでいるもののうち、同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
同種工事とは、下記の要件を満たす工事とする。

要件 R C造又はS R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における造園工事で、1件の工事で請負金額（変更を含む）6千万円以上、かつ、工事区分「造園」における基盤整備、植栽、施設整備（工事工種体系化ツリーのレベル1）のうち2工事区分を施工した工事とする。尚、工事工種体系ツリーは当機構ホームページ（https://www.urnet.go.jp/rd_portal/architec/information/lrmhp/h000000juagatt/R01taikeitree.pdf）に掲載。

注）当機構の建替団地における空き住居区域や移管公園の造園工事及び、当機構が発注した工事種別「保全土木」の施工実績は、同種工事の施工実績には、該当しない。

なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が前記実績を有するものとする。

- (5) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。
- ① 1級造園施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であること。なお、「これと同等以上の能力を有する者」とは、次のものをいう。
- ・技術士建設部門、森林部門（選択科目を林業又は森林土木とするものに限る。）、総合技術監理部門（建設）、総合技術監理部門（森林）（選択科目を林業又は及び森林土木とするものに限る。）の資格を有する者
 - ・これらと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 平成17年度以降（平成17年4月1日から競争参加資格確認申請書の提出日の前日まで）に工事が完成し引き渡しが済んでいる1件の工事で、工事区分「造園」における基盤整備、植栽、施設整備（工事工種体系化ツリーのレベル1）のいずれかを施工した工事の元請としての経験を、現場代理人、主任技術者、監理技術者または現場員として有する者であること。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構西日本支社長から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (7) 工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事請

- 負者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合等が認められるにもかかわらず、契約不適合等の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (8) 『02-フレール兵庫浜崎通他1団地環境整備造園その他工事』に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと(詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。
- (10) 当支社(所管事務所を含む。)発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において、60点未満のものがないこと。
- (11) 平成30年4月1日以降に当機構が関西地区において発注した工事種別「造園」(同期間内に工事種別「枠組み協定一括発注」、「追加工事協定一括発注」又は「枠組み協定型一括入札」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「造園」を対象とする。「以下本項において同じ」)において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者(共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。)は、下記の条件を全て満たすこと。
- ① 当機構が発注した工事種別「造園」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
- ② 当機構が発注した工事種別「造園」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、申請書及び資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (12) 低入札価格調査対象となった者は、下記の条件を全て満たすこと。
- ① 上記(5)に掲げる主任技術者又は監理技術者は工事現場に常駐できること。また、上記(5)に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす技術者を1名以上追加配置し、工事現場に常駐できること。
- ② 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある現場代理人を配置できること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- ③ 追加配置する専任の技術者名簿及び配置する現場代理人については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。
- (13) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

6 入札手続等

(1) 設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

設計図面及び現場説明書等は、CD-Rデータにより無償にて交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、添付している「図面等（CD-R）申込書」を下記の受付期間中にFAXにて送付し、申し込むこと。FAX受領日より、3営業日後までに到着するように独立行政法人都市再生機構西日本支社コピーセンター受注業者「株式会社京阪工技社」から着払い便にて発送する。（土曜日、日曜日及び祝日は、営業日として数えない。）3営業日を過ぎても到着しない場合は、TELにて確認すること。

FAX受付期間： 令和2年10月30日（金）から令和2年11月9日（月）
までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで

FAX送付・問合せ先： 独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部契約課
電話06-6969-9023 FAX 06-6969-9572

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 令和2年11月2日（月）から令和2年11月9日（月）
（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ② 提出場所： 電子入札システムによる場合は、3(2)に同じ。紙入札による場合は、3(1)に同じ。
- ③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参または書留郵便により3(1)へ提出すること。電送によるものは受け付けない。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- ① 入札期間
令和2年12月3日（木）から 令和2年12月4日（金）正午まで
- ② 開札の日時及び場所
日時： 令和2年12月7日（月）
場所： 〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課
※開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

- (4) 当該工事において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 入札の無効 本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるとき、電子くじにて落札者を決定するものとする。
- 上記ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定められる低入札調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。
- (4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記5(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記6(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、下記のとおり当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- ① 提出期間：令和2年10月30日（金）から令和2年11月2日（月）（競争参加資格申請の提出期限日の4営業日前）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ② 提出場所：〒536-8550大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構 西日本支社
総務部契約課 電話06-6969-9023
- ③ 提出方法：一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参

又は郵送（上記提出期間内に必着）により行うものとし、電送によるものは受け付けない（同申請書の余白に「『02-フレール兵庫浜崎通他1団地環境整備造園その他工事』申請希望」明記すること。）。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、御了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が次の区分のいずれかに該当する者

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、

現在の職名及び当機構における最終職名等)

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

- ④ 公表日
契約締結日の翌日から72日以内

以 上

※お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。

独立行政法人都市再生機構西日本支社

図面等（CD-R）申込書

申込日：令和 年 月 日

送付に係る費用を負担することを了承の上、下記工事の図面等（CD-R）を申し込みます。

工 事 件 名		02-フレール兵庫浜崎通他1団地環境整備造園その他工事
申 込 者	貴社名	
	御住所 (送付先)	〒
	御連絡先 (電話番号)	(TEL) (FAX)
	部署名	
	御担当者名	
備 考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。	

※申込者欄は漏れなく記入のこと。

※図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の配布は行いません。

※着払い便にて発送します。

※CD-RはFAX受領日の3営業日後までに到着するよう発送します。